

2020年4月1日を効力発生日として「ミリオン（従業員積立投資プラン）積立投資約款」を下記のとおり変更します。

新旧対照表

(変更箇所は、下線部)

新	旧
<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、<u>お客様</u>（以下「申込者」といいます。）と、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、<u>大和アセットマネジメント株式会社</u>の発行する下記2.（1）に掲げる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の積立投資に関する取決めです。</p> <p>当社は、この約款に従って積立投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。</p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、<u>お客さま</u>（以下「申込者」といいます。）と、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、<u>大和証券投資信託委託株式会社</u>の発行する下記2.（1）に掲げる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の積立投資に関する<u>とりきめ</u>です。</p> <p>当社は、この約款に従って積立投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。</p>
<p>2. 申込コースおよび申込方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の申込みは、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを<u>当社</u>に提出することによって契約を申込むものとします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名等をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 上記(2)による申込みがあった以降において、当該申込みにより希望されたコース以外のコースの申込みを行おうとするときは、申込者は、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを<u>当社</u>に提出することによって行うものとします。</p>	<p>2. 申込コースおよび申込方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の申込みは、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを<u>当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます）</u>に提出することによって契約を申込むものとします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名等をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 上記(2)による申込みがあった以降において、当該申込みにより希望されたコース以外のコースの申込みを行おうとするときは、申込者は、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを<u>当社の取扱店</u>に提出することによって行うものとします。</p>
<p>3. 金銭の払込</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の払込金は、毎回5千円以上<u>千円単位</u>とします。</p>	<p>3. 金銭の払込</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の払込金は、毎回5千円以上とします。</p>
<p>7. 返 還</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の請求は、<u>所定の手続きによりお申し出いただくもの</u>とします。</p> <p>なお、上記(1)の返還請求のとき、当該代金による上記2.（1）に掲げる他のコースへの払込みをお申出いただいた場合、当該代金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースへの払込金に充当します。</p>	<p>7. 返 還</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の請求は、<u>所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、届出印を押捺された所定の受領書と引き換えに、取扱店において申込者に返還</u>します。</p> <p>なお、上記(1)の返還請求のとき、当該代金による上記2.（1）に掲げる他のコースへの払込みをお申出いただいた場合、当該代金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースへの払込金に充当します。</p>

新	旧
<p>8. 解 約</p> <p>(1) (省略)</p> <p>①申込者から<u>所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記6. の収益分配金の再投資により買い付けられる受益権を除き、当該決算日に上記7. に基づく受益権の返還を請求することはできません。</u></p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>8. 解 約</p> <p>(1) (省略)</p> <p>①申込者から解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記6. の収益分配金の再投資により買い付けられる受益権を除き、当該決算日に上記7. に基づく受益権の返還を請求することはできません。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>10. この約款の変更</p> <p><u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>10. この約款の変更</p> <p><u>(1)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改定されることがあります。</u></p> <p><u>(2)当社は、この約款の改定の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項を申込者に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p><u>(3)上記 (2) の通知または掲載があった場合、所定の期日までに申込者から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>11. そ の 他</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>①<u>所定の手続きにより、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還した場合。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく受益権の<u>取引または金銭</u>の返還が遅延した場合。</p> <p>(3) (4) (省略)</p>	<p>11. そ の 他</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>①<u>届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還した場合。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく受益権の<u>買付け、乗換えまたは受益権を換金した代金</u>の返還が遅延した場合。</p> <p>(3) (4) (省略)</p>

以上

(大)